

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 6年～50年
工作物 5年～75年
物品 2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ②オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、改修等に係る支出額(取得価額)が100万円以上のものを資本的支出とし、100万円未満のものは修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

特になし

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	195百万円	-	195百万円
丹波少年自然の家	-	17百万円	-	17百万円
尼崎市土地開発公社	-	-	600百万円に 利子相当額	600百万円に 利子相当額
合計	-	212百万円	600百万円に 利子相当額	812百万円に 利子相当額

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号 (令和元年度の ①)	損害賠償請求事件	110万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保健所長が精神疾患を有する訴外人に対して違法に精神保健法上必要な措置を講じなかったことにより、当該訴外人による不法行為に伴う精神的損害を被ったとして本市に対しその損害の賠償を求めるほか、相被告らに対して損害の賠償を求めて提訴したものの
② 神戸地方裁判所 尼崎支部令和元 年(ワ)第379号	損害賠償請求事件	7,935万9,724円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告は、尼崎市立中学校に在籍していた訴外亡生徒が自殺した原因は、クラスメイトやその所属する部活の部員から受けていたいじめに対して担任教諭等が適切な対応を取らなかったこと等によるものであり、また、自殺後の当該中学校や尼崎市教育委員会の不適切な対応によって精神的苦痛を被ったとして、本市に対し、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの
③ 最高裁判所令和3 年(行ヒ)第142 号・(行ツ)第114 号(原審:令和元 年度の②)	建築基準法第42条2項に基づく包括指定処分不存在確認等請求上告・上告受理申立事件	4,400万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員	上告人(被申立人)は、その所有する建物の敷地に隣接する通路について、建築基準法第42条第2項の規定に基づく2項道路の要件を満たさないのに尼崎市長が当該2項道路として取り扱っているとして、当該通路について同項の規定に基づく道路指定処分が存在しないことの確認を求めるとともに、その取扱いにより当該建物を建て替えられず、逸失利益、将来の増加費用、慰謝料相当額等の損害を被ったとして、本市に対しその損害の賠償を求めて提訴したが、これが棄却されたため控訴し、当該確認のみが認容されたため、上告人が上告するとともに、本市が上告受理申立てをしたものの
④ 神戸地方裁判所 尼崎支部令和2年 (ワ)第820号	損害賠償請求事件	898万7,603円及びこれに対する平成29年12月12日から支払済みまで年5%の割合による金員	原告は、本市が管理する市道を夜間にジョギングしていた際に、当該市道に生じていた最大高低差約2センチの傾斜につまずいて転倒し、負傷したとして、本市に対し、その負傷により生じた治療費、逸失利益、慰謝料等の損害の賠償を求めて提訴したものの

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりで、普通会計の対象範囲と同一です。
- 一般会計
 - 育英事業費
 - 公共用地先行取得事業費
 - 公害病認定患者救済事業費
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
 - 青少年健全育成事業費
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | - |
| 連結実質赤字比率 | - |
| 実質公債費比率 | 10.9% |
| 将来負担比率 | 51.4% |
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3,369百万円
繰越事業に係る将来の収入予定額 2,059百万円
(収入予定額のうち市債発行によるもの 1,059百万円)

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。
- ア 範囲
令和3年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- イ 内訳
- | | |
|-------|--------|
| 事業用資産 | 568百万円 |
| 土地 | 568百万円 |

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

- ② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額 不足額なし
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 143,261百万円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模	101,766百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,454百万円
将来負担額	273,153百万円
充当可能基金額	39,408百万円
特定財源見込額	43,975百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	143,261百万円

- ⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間の一級河川等の資産は次の通りです。

なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されていません。

ア 指定区間の一級河川等

工作物	1,792百万円	(減価償却累計額	314百万円)
-----	----------	----------	---------

(3)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4)資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 16,294百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	264,032百万円	262,258百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,293百万円	1,293百万円
前年度繰越金相当額	△ 758百万円	0百万円
一般会計等構成会計間の繰入金・繰出金の相殺消去	△ 1,118百万円	△ 1,118百万円
農業共済事業費会計の廃止に伴う所管替え	6百万円	0百万円
資金収支計算書	263,455百万円	262,433百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の収入(歳入)・支出(歳出)金額分や、各会計の前年度繰越金の歳入金額分、一般会計等構成会計間の繰入金・繰出金の相殺消去処理の金額分がそれぞれ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	19,674百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	4,881百万円
未収債権・未払債務等の増加(減少)等	80百万円
減価償却費	△ 9,882百万円
賞与等引当金増減額	28百万円
退職手当引当金増減額	198百万円
徴収不能引当金増減額	71百万円
損失補償等引当金増減額	27百万円
投資損失引当金増減額	8百万円
資産除売却損(益)	△ 112百万円

純資産変動計算書の本年度差額 14,973百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	30,000百万円
一時借入金に係る利子額	0百万円